

平成26年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・金融機関・郵便局へ

申告・納付は6月2日(月)から7月10日(木)までに

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問い合わせください。
(電話番号)0120-995-986 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみだしがないように注意してください。

<訂正方法>

0	1	2	3	4	5	6	7
0	1	2	3	4	5	6	7

§

 訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。(最寄りの労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の□枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。
- (5) 申告書の記載内容について、厚生労働省が委託した業者より照会させていただく場合があります。

・ 現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
・ 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・一般拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。

- ・ 申告・納付期日最終日である7月10日(木)は、労働局・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ・ 電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です(詳しくはP.20を参照)。また、電子申請であれば6月1日(日)から申告・納付が可能です。
- ・ 口座振替により、労働保険料を納付することができます。(詳しくはP.26を参照)

※年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

主な事項の目次

①	申告書の提出、保険料の納付の方法	P.3
②	雇用保険の被保険者について	P.4
③	雇用保険料の対象となる賃金	P.5
④	申告書の書き方	P.6
	記入例1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)	P.6
	記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当・還付をする場合)	P.10
	① 労働保険料に充当した場合の例	P.11
	② 充当後還付額が出る場合の例	P.12
	記入例3 事業を廃止した場合	P.13
⑤	還付請求する場合について	P.16
⑥	被保険者からの控除方法	P.17
⑦	もう一度点検してみてください!	P.18
⑧	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について	P.19
⑨	電子申請による年度更新手続について	P.19
⑩	年度更新手続はパソコンから行うことができます!!	P.20
⑪	年度更新よくある質問	P.23
⑫	口座振替について	P.25

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月2日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

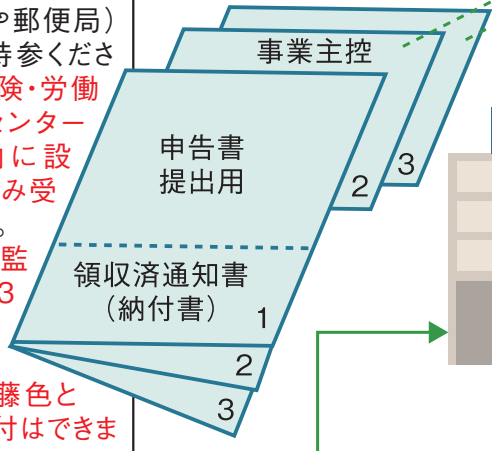
労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細はP.26をご覧ください。

1 申告書の提出、保険料の納付の方法

申告書を作成したら、下記の方法により提出・納付します。

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料を添えて管轄の労働局、金融機関（銀行や郵便局）のいずれかへご持参ください。また、**社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内に設置）**では申告書のみ受付を行っています。
 なお、**労働基準監督署**では、**所掌3の申告書（労働保険番号の3桁目が「3」のもの：藤色と赤色）の申告・納付はできません。**

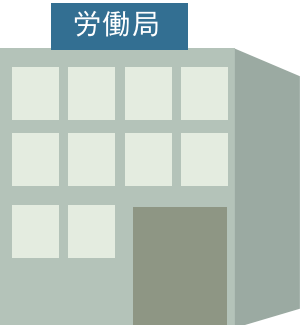
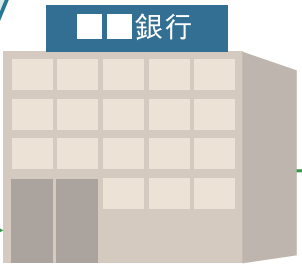


事業主控は保存しておく

事業主控に受付印が必要な場合は、労働局へ提出用と控を一緒にご提出ください。

銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）へ**申告書と納付書を切り離さず**にお出しになれば申告書（提出用）は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、**管轄の労働局あてにお送りください。**
 なお、**口座振替**を利用されている事業主の方は、**金融機関に提出できません。**

いずれか



来庁による提出方法
 申告書及び領収済通知書（納付書）は3枚とも管轄の労働局または社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）へご持参ください。

郵送による提出方法
 管轄の労働局または社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）あての郵送での提出も可能です。労働局の住所は送付した封筒の表面に記載しております。
事業主控に受付印が必要な場合は返信用封筒を必ず同封してください。

●労働保険料の納期（平成26年度）

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	2月2日
口座振替納付日	9月8日	11月14日	2月16日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日（木）は、労働局・銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に送付いたします。
- ★納付を怠った場合、**延滞金が徴収されます（年率14.6%。ただし、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。**

2 雇用保険の被保険者について

基本的な考え方

雇用される労働者は、常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、② 31日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

労働者の届出

新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。

被保険者の範囲

適用事業所に雇用される労働者は、次の「被保険者とならない者」を除き、本人が希望するか否かにかかわらず被保険者となり、雇用保険料の申告納付が必要です。

	被保険者となる者	被保険者とならない者
法人の代表者、役員	代表者以外の役員であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払い等の面からみて労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。	株式会社、有限会社の代表取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、合同会社の代表社員、会社の取締役、監査役などの役員、外国会社の日本における代表者
各種団体の役員		協同組合、農業協同組合などの役員、社団もしくは財団法人の役員その他各種団体の役員
同居の親族	同居の親族であっても、他の労働者と同様に雇用関係があると認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。	個人事業の事業主及び法人であっても、実質的には代表者の個人事業と認められる事業の代表者と同居している親族は原則として被保険者となりません。
季節的労働者	季節労働者であっても、当初から4ヶ月を超える雇用の契約をする場合は被保険者となります。 また、4ヶ月以内の期間を定めていた者がこの期間を超えて引き続き雇用されたときは、その超えた日から被保険者となります。	季節的な業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
昼間学生	休学中またはその学校が一定の出席日数を課程修了の要件としないことが明らかな者(学校当局の証明があるとき)。 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し卒業後も引き続き勤務を予定する者は被保険者となります。	学校教育法第1条にいう学校の学生生徒で昼間学生
外務員(外交員)等	職務の内容、サービスの態様、賃金の算出方法などから総合的に判断し雇用関係が明確に認められ事業主の支配拘束を受けている者は被保険者となります。	事業主と委任関係にある各種の外務員
家事使用人	事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が、例外的に家事に使用されても被保険者となります。	
国外事業所に雇用される者	国内からの出張・派遣・出向によって、国外で就労する者であっても、国内事業主との雇用関係が継続している場合は、その期間も被保険者となります。	
複数の事業主に雇用される者	複数の事業主から同時に賃金を受けている場合は、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受け一つの事業主のもとでのみ被保険者となります。	
65歳以上の高年齢者	65歳以前から引き続き雇用されている者、又は65歳以上で昭和59年8月1日以前に雇用された者及び平成元年3月31日までに安定所長の認可を受けて任意加入した者。	
日雇労働者	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者。65歳以上の者も含む。※別途印紙保険料の納付も必要です。	他に生計を立てる手段がある等、臨時・内職的に日雇労働を行う場合は日雇労働被保険者にはなりません。
在日外国人	原則として被保険者となります。 ただし外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受ける者は除きます。	

※被保険者について詳しいことは、お近くのハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。

3 雇用保険料の対象となる賃金

保険料の対象となる賃金は、税金その他社会保険料等を控除する前の総賃金額です。
 賃金とは、給料・手当・賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者(被保険者)に支払うすべてのものをいいます(年度途中の退職者を含みます)。
 また、保険料算定期間中(平成25年4月1日～平成26年3月31日)に支払いが確定した賃金は、算定期間中に支払われなくとも算入されます。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給、日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	就業規則・労働協約等の定めがあるかないかを問わない
通勤手当	非課税分を含む	出張旅費 宿泊費	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの。法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金など)
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	但し、住宅貸与されない者全員に対し(住宅)均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある。
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当		
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	退職後支払われた場合でも在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		
その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与		

4 申告書の書き方

記入例 1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合 (不足額が出る場合)

平成25年度確定保険料の計算例

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

※口座振替を利用している事業は26ページをご覧ください。

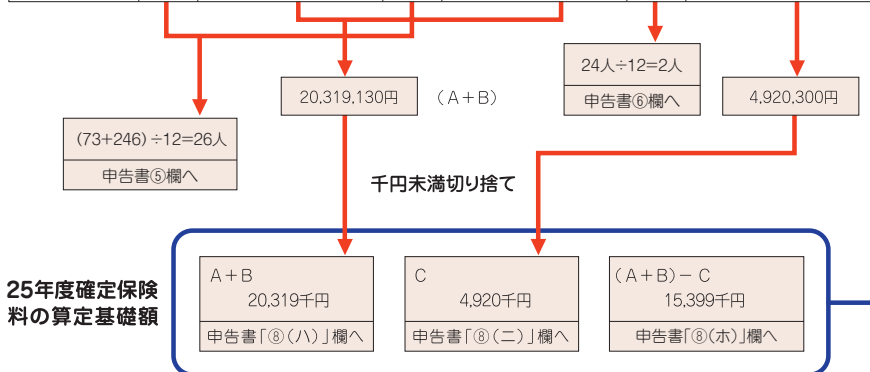
1. 「⑧保険料算定基礎額」欄の算出は、算定基礎賃金集計表(P.8)に基づいて行います。

※賃金集計表は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

(下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)

<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

区分	雇用保険適用者分					
	A 日雇労働被保険者を除いた すべての被保険者(通勤手 当を含める)		B 日雇労働被保険者		C 高年齢被保険者(免除分) Aのうち昭和24年4月1日 以前生れの者	
月別	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額
25年 4月	6人	1,273,290円	20人	212,500円	2人	325,775円
5月	5	1,108,300	19	204,000	2	325,775
賞与 その他						
2月	6	1,031,400	24	246,500円	2	325,150円
3月	6	1,029,500	23	234,600	2	325,150
7月		2,253,500				465,000
12月		2,456,000				553,000
計	73人	17,820,130円	246人	2,499,000円	24人	4,920,300円



2. 「⑩確定保険料額」欄は(※記入例は $\frac{16.50}{1000}$ で計算)

保険料算定対象分は、 $15,399千円 \times 保険料率 \frac{16.50}{1000} = 254,083$ (1円未満切捨て)
平成25年度の確定保険料額は254,083円 (「⑩(ホ)」欄及び「⑩(イ)」欄へ)

なお、高年齢被保険者分は保険料免除となりますが、

$4,920千円 \times 保険料率 \frac{16.50}{1000} = 81,180円$ (「⑩(ニ)」欄へ) となります。

3. 「⑳欄差引額」欄は1又は2の場合に計上

$$254,083円 - 248,367円 = 5,716円$$

1 「⑩(イ)確定保険料」欄 「⑱申告済概算保険料額」欄 「⑳(ハ)不足額」欄
この例では、平成25年度の確定保険料が概算保険料より多いため、不足額欄(⑳(ハ))に計上することになります。

2 概算保険料が多ければ、充当額(⑳(イ))に計上することになります。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

申告書の記入例

※電話

※下書き用申告書を本冊子27ページに掲載して

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

① 都道府県 ② 所管 ③ 管轄 ④ 基礎番号 ⑤ 枝番号
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑥ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑦ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑧ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑨ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑩ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑪ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑫ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑬ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑭ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑮ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑯ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

⑳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉑ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉒ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉓ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉔ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉕ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉖ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉗ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉘ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉙ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉚ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉛ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉜ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉝ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉞ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉟ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊾ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊿ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉀ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉁ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉂ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉃ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉄ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉅ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉆ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉇ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉈ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉉ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊾ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊿ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉀ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉁ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉂ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉃ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉄ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉅ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉆ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉇ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉈ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉉ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊾ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊿ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉀ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉁ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉂ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉃ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉄ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉅ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉆ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉇ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉈ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉉ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊾ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊿ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉀ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉁ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉂ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉃ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉄ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉅ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉆ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉇ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉈ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉉ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊾ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊿ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉀ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉁ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉂ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉃ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉄ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉅ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉆ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉇ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉈ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉉ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊾ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊿ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉀ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉁ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉂ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉃ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉄ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉅ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉆ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉇ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉈ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉉ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊾ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊿ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉀ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉁ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉂ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉃ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉄ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉅ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉆ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉇ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉈ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㉉ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊰ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊱ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊲ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊳ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊴ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊵ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊶ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊷ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊸ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊹ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊺ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊻ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊼ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

㊽ 労働保険種別
X X 3 0 1 0 0 0 0 0

平成25年度確定保険料算定基礎賃金集計表

なお、この集計表はきりとり線から切り離して、申告書の控えとあわせて保管してください。

労働保険番号

事業の名称

区分	雇用保険適用者分					
	A 日雇労働被保険者を除いた すべての被保険者（通勤手 当を含める）		B 日雇労働被保険者		C 高年齢被保険者（免除分） Aのうち昭和24年4月1日 以前生れの者	
月別	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額
25年 4月	人	円	人	円	人	円
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
26年 1月						
2月						
3月						
賞与 その他	月					
	月					
	月					
計	人	円	人	円	人	円

A 欄

- 通勤手当・賞与等その他の手当が含まれていますか（P5参照）
- 被保険者とならない代表者や取締役の役員報酬を含めていませんか（P4.5参照）

B 欄

- 日雇労働被保険者の賃金が含まれていますか
日雇労働者を雇用した場合、印紙保険料のほかに一般保険料も納付します。

C 欄

- 高年齢者の免除年齢に誤りはありませんか
平成25年度の確定保険料が免除になるのは、昭和24年4月1日までに（4月1日は含まれます）生まれた人です。

（早見表）

免除年度	年 月 日
平成25年度から免除	昭和24年4月1日までに生まれた人
平成26年度から免除	昭和25年4月1日までに生まれた人

64歳以上であっても、季節労働者等の短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者の方は、保険料が免除になりません。

記入例 2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当・還付をする場合）

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、原則として、全期又は1期目の労働保険料額に充当し、余りがある場合には、2期目、3期目に充当することになります。
 - (2) 充当する場合は、「③⑩充当意思」欄を**必ず記入**してください。
 - (3) 1期から3期目に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
- なお、請求手続については、P.12の「**記入例 2 ② 充当後還付額が出る場合**」を参照ください。

記入例 2 ① 労働保険料に充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

① 労働保険番号 32701

② 増加年月日(元号:平成は7) 元号 月 日 項 3 項 4 項 5

③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 月 日 項 4 項 5

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ⑦ 保険関係※片保険理由コード

⑧ 算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

⑨ 算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	16.50	1000分の(イ)	254,083
労働保険料	*** **	1000分の(ロ)	
雇用保険法適用者分	20319	1000分の(ハ)	
高年齢労働者分	4920	1000分の(ニ)	81180
保険料算定対象者分	15399	1000分の(ホ)	254,083
一般拠出金	*** **	1000分の(ヘ)	

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	16.50	1000分の(イ)	254,083
労働保険料	*** **	1000分の(ロ)	
雇用保険法適用者分	20319	1000分の(ハ)	
高年齢労働者分	4920	1000分の(ニ)	
保険料算定対象者分	15399	1000分の(ホ)	254,083

⑮ 申告済概算保険料額 260,685 円

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3 項 30

⑱ 差引額

⑲ 充当額 6,602 円

⑳ 不足額

㉑ 増加倍算保険料額

㉒ 今期労働保険料

㉓ 事業又は作業の種類 土木建設工事業

㉔ 保険関係成立年月日

㉕ 事業廃止等理由

㉖ 郵便番号 XXX-XXXX

㉗ 電話番号 (XXXX) XX-XXXX

(なるべく折り曲げないこと。やむを得ない場合は折り曲げマーク(△)の所で折り曲げてください。)

(注2)(注1) 右欄による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

例

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑲ 充当意思「1」を記入

[計算方法]

⑭(イ) 254,083 ÷ 3 =

- 第1期分⑳(イ) 84,695円
- 第2期分㉑(チ) 84,694円
- 第3期分㉒(ル) 84,694円

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

[今期納付額の計算]

第1期 ㉑(イ) 84,695円 - ㉑(ロ) 6,602円 = 今期納付額 ㉑(ト) 78,093円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例 2 (2) 充当後還付額が出る場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX301000001-000

②増加年月日(元号;平成は7) 元月-日 年-月-日

③事業廃止等年月日(元号;平成は7) 元月-日 年-月-日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数

⑦区分 算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 20319	16.50	254083
労災保険分 (ロ) *** **		
雇用保険法適用者分 (ハ) 20319		
高年齢労働者分 (ニ) 4920	16.50	81180
保険料算定対象者分 (ホ) (イ)-(ニ) 15399	16.50	254083
一般拠出金 (注1) (ヘ) *** **		

⑪区分 算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで

⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 20319	16.50	254083
労災保険分 (ロ) *** **		
雇用保険法適用者分 (ハ) 20319		
高年齢労働者分 (ニ) 4920	16.50	254083
保険料算定対象者分 (ホ) (イ)-(ニ) 15399	16.50	254083

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 1

⑱申告済概算保険料額 640,211 円

⑲申告済概算保険料額

⑳差引額 (イ) 充当額 254,083 円 (ロ) 還付額 132,045 円

㉑今期納付額(ニ)+(ヘ) 0 円

㉒事業又は作業の種類 土木建設工事業

㉓事業廃止等理由

㉔事業主の電話番号 XXX-XXXX (XXXX) XX-XXXX

還付額が出た場合管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)

(管轄の労働局へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

記入例3 事業を廃止した場合

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

次のような場合には確定申告が必要となります

- ①平成25年度中に事業廃止した場合
- ②対象となる労働者がいなくなった場合
- ③労働保険事務組合へ事務を委託した場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成26年6月11日

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○

○○労働局 uaj39uuu

労働保険特別会計歳入徴収官殿

記入例3

種別 32701

※修正項目番号

※入力微定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

② 増加年月日(元号：平成は7)

③ 事業廃止等年月日(元号：平成は7)

④ 事業廃止等理由

⑤ 雇用保険被保険者数

⑥ 労働保険事務組合片保険理由コード

⑦ 確定区分

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	16.50	1000分の	254083
労災保険分	*** **	1000分の	
雇用保険法適用者分	20319	1000分の	81180
高年齢労働者分	4920	1000分の	
保険料算定対象者分	15399	1000分の	254083
一般拠出金	記入不要	*** **	記入不要

⑪ 概算・増加概算区分

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 概算・増加概算保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料		16.50	
労災保険分		*** **	
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分		16.50	

⑮ 申告済概算保険料額 260,685 円

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数

⑱ 増加概算保険料額

〔計算方法〕

⑮ 申告済概算保険料額 260,685円

⑩(イ) 確定保険料額 254,083円

還付額 6,602円

木建設工事業

⑲ 延納の申請 納付回数

⑳ 増加概算保険料額

㉑ 保険関係成立年月

㉒ 事業廃止等理由

㉓ 労働者名

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

いずれかに必ず○をつけてください

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。

※還付額が生じた場合は、「記入例2② 充当後還付額が出る場合」を参照してください。

○現在、対象労働者がいない場合、上記のとおり確定申告が必要となります。ただし、求人を出しているなど労働者を雇用する見込みがある場合は、その見込み賃金額をもって概算申告し、労働保険を継続することもできます。

○事業を廃止した場合、口座振替の対象とはならない場合があります。

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

種別

31751

労働保険番号

都道府県 所管管轄(1) 基幹番号 枝番号

※修正項目番号

※漢字修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字) 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい
種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段
口座番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい
支店名称(漢字) 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい
ゆうちょ銀行記号番号
※金融機関コード ※支店コード フリガナ 口座名義人
郵便局名称(漢字) 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい
区・市・郡(漢字)

② 還付請求額 (注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額
(ウ) 差額
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下③)
(オ) 労働保険料等に充当
(カ) 一般拠出金に充当
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ)
(ク) 納付した一般拠出金
(ケ) 改定した一般拠出金
(コ) 差額
(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下③)
(シ) 一般拠出金に充当
(ス) 労働保険料等に充当
(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス)

③ 労働保険料等への充当額内訳

Table with 3 columns: 充当先事業の労働保険番号, 労働保険料等の種別, 充当額

上記のとおり還付を請求します。

(郵便番号 -) 住所 電話(- 番)

年 月 日

事業主 名称 氏名 記名押印又は署名

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

※修正項目(英数・カナ)

修正項目入力欄

還付理由

還付金発生年度(元号:平成は7) ※徴定区分

還付理由 1.年度更新 2.事業終了 3.その他(算調等) 元号 年

※修正項目(漢字)

修正項目入力欄

Table with 6 columns: 歳入徴収官, 部長, 課室長, 補佐, 係長, 係

Table with 4 columns: 社会保険労務士記載欄, 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示, 氏名, 電話番号

[注意]

- 1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
3. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

この欄には記入しない(以下)

5 還付請求する場合について

◎ 還付金の請求について

記入例2②のように概算保険料への充当後に還付が生じる場合、記入例3のように事業を廃止した場合で還付が生じる場合は、「労働保険料一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料一般拠出金還付請求書」の取得方法について(ダウンロード様式はありません)

①前のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)

②労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。

なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。

③最寄りの法令様式取扱店で購入できます。

記入例

還付金を振込む金融機関名(金融機関名は省略しないで正確に)及び支店名を記入してください。
また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。
なお、ネット銀行の一部については振込ができません。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。
(指定できない郵便局もあります。)

口座の種別・口座の番号を記入してください。
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号(第36条関係) 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 労働保険料・一般拠出金

種別 31751 労働保険番号 XX301000001-000

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字) ○○銀行
支店名称(漢字) ××支店
郵便局名称(漢字) 区・市・郡

種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段
口座番号 11234567
フリガナ 株式会社○○エ務店

② 還付請求額 (注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 640211
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 254083
(ウ) 差額 386128

(ク) 納付した一般拠出金
(ケ) 改定した一般拠出金
(コ) 差額

(カ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下)
(オ) 労働保険料等に充当 254083
(キ) 労働保険料還付請求額(ウ)-(オ)-(カ) 132045

(ク) 一般拠出金に充当
(ケ) 一般拠出金に充当
(コ) 労働保険料等に充当
(カ) 労働保険料等還付請求額(ウ)-(シ)-(ス)

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
XX301000001-000	26年度(概算) 確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	254,083円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します
26年6月11日

郵便番号 XXX-XXXX 住所 ○○市○○X-X
名称 株式会社○○エ務店
氏名 代表取締役 ○○○

還付理由 1.年度更新 2.事業終了 3.その他(算調等)
還付金発生年度(元号・年・月) 7-26

事業主 官署支出官厚生労働省労働基準局長 労働局労働保険特別会計資金前渡支取 労働局

社会保険 労働士 記載欄 作成年月日・提出代行番号 氏名 電話番号

電話○○-△△△-XXXX 担当:Ox

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

還付請求書を提出する年度を、元号「7」を付けて記入してください。

事業主の氏名(法人のときは代表者氏名)記入欄の押印については、記名押印(法人のときは代表者印)または事業主自らの署名です。また、電話番号も必ず記入してください。

法人の場合の有効な印の例

- (1) 商○株○事○式○公○印○社 + 労働局労働保険特別会計資金前渡支取印
- (2) 株式会社○○エ務店 代表取締役 労働太郎
- (3) 商○株○事○式○公○印○社 + 労働局労働保険特別会計資金前渡支取印

(注) 上記内容に不備がある場合は、還付手続きができない場合もありますのでその旨ご注意ください。印鑑証明の提出をお願いする場合があります。

6 被保険者からの控除方法

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額（総支給額）に被保険者負担分雇用保険料率を乗じて算定し、算定の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

※以前用いられていた一般保険料額表は平成17年3月31日限りで廃止となりました。

※雇用保険の「事業主負担率」及び「被保険者負担率」については、同封の下敷をご覧ください。

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

例） 賃金255,800円×6/1000=1,534.80→1,535円（被保険者負担分）

注）ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

=高年齢者に係る保険料免除=

64歳以上の高年齢労働者（保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である者）のうち、一般被保険者については、その保険年度から雇用保険に係る保険料が免除されます。

このため、保険料免除対象高年齢者に支払われた賃金は、雇用保険の保険料算定基礎となる賃金から除外されます。ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は免除対象となりません。

平成25年度確定保険料については昭和24年4月1日以前に生まれた者は免除

平成26年度概算保険料については昭和25年4月1日以前に生まれた者は免除

※4月1日に生まれた方は含まれますので、ご注意ください。

内 訳	生年月日		昭和25年4月2日以降
	昭和24年4月1日以前	昭和24年4月2日 ～ 昭和25年4月1日	
平成25年度確定保険料	免 除	免 除 な し	免 除 な し
平成26年度概算保険料	免 除	免 除	免 除 な し

※労災保険に係る保険料及び一般拠出金については免除されませんのでご注意ください。

7 もう一度点検してみてください!

以下の項目の誤りが多く見受けられますので、申告書作成後に再度ご確認をお願いします。

◇チェック欄

- ⑤欄「雇用保険被保険者数」、⑥欄「免除対象高年齢労働者数」の記入もれはありませんか?
記入もれが多く見受けられますのでご注意ください。また、雇用保険の申告（藤色・赤色で印刷された申告書）では、④欄「常時使用労働者数」の記入の必要はありません。
- 一般拠出金を記入（申告）していませんか?
雇用保険の申告（藤色・赤色で印刷された申告書）では一般拠出金の申告・納付の必要はありませんのでご注意ください。
- 概算保険料が20万円未満なのに⑰欄の延納申請をしていませんか?
保険料を延納（3回に分割納付）できるのは、概算保険料が20万円以上の場合です。延納（3回に分割）した場合に端数（1円又は2円）が生じた場合は、第1期分に含めてください。
- 賃金の計算（集計）誤りはありませんか?
保険料の算定基礎となる賃金は、いわゆる手取額ではなく、社会保険料等を控除する前の総支給額です。また、賞与、通勤手当、諸手当等の算入もれが多く見受けられますのでご注意ください。詳しくは5ページをご覧ください。
- 役員報酬を誤算入していませんか?
役員報酬は保険料の算定の対象となりません。法人の役員で被保険者となる場合（詳しくは4ページをご覧ください）は役員報酬以外の賃金は保険料の算定の対象となります。
- 同居の親族を誤算入していませんか?
事業主と同居の親族については、原則として被保険者とならず、算定の対象となりません。詳しくは4ページをご覧ください。
- 年度中途の採用者又は退職者の賃金がもれていませんか?
- 高年齢労働者の控除誤りはありませんか?
年度当初（4月1日）の時点で満64歳以上の一般被保険者は、当該年度の雇用保険料が免除されます。
ただし、短期雇用特例被保険者、任意加入による高年齢継続被保険者、日雇労働被保険者は免除対象となりません。詳しくは8ページをご覧ください。
- 短時間就労者（パート・アルバイト等）で被保険者となる場合（詳しくは4ページをご覧ください）は、その賃金は保険料の算定の対象となります。
- 賃金総額（⑧⑫欄）は千円未満は切り捨て、保険料額（⑩⑫欄）は一円未満を切り捨てていますか。
- 事業主欄に「記名、押印または署名」しましたか?

8 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を管轄のハローワーク(所掌1の場合は労働基準監督署)に提出してください。

なお、所在地の変更により、管轄のハローワークが変わる場合は、変更後の所在地を管轄するハローワークに提出してください。(他都道府県に変更される場合も同様に変更届による手続きが可能となりました)

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)、変更理由の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地移転に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

9 電子申請による年度更新手続について

電子申請を利用することにより、労働局等の窓口へ出向くことなく手続を行うことができます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

また、年度更新申告書に「アクセスコード※」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした日に労働保険番号と「アクセスコード※」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)や、P.20～P.22に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号0570-041041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください(通話は有料)。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789

継続事業 (一括有期事業を含む)

提出用

平成26年 月 日

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

※各種区分 管轄(2) 11 業種 06 産業分類

①労働保険番号 XXX301000001-000

②増加年月日(元号:平成は7) 元号 年 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 年 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数

⑦区分 算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

確定

※事業場が県外移転した場合は、アクセスコードは使用出来ませんのでご注意ください。

10 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

●使用されているインターネット環境に接続されている機器から<http://www.e-gov.go.jp/>にアクセスしてください。

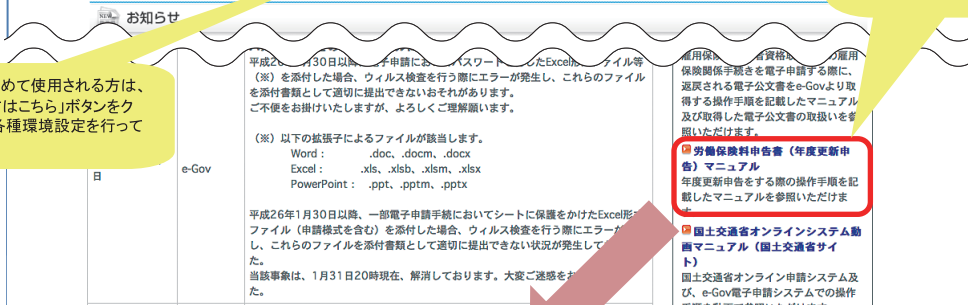


●メインメニュー画面より、「電子申請のトップページ」ボタンをクリックして、「電子申請システム」画面へお進みください。



●e-Govを初めて使用される方は、「初めてのはこちら」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。

●労働保険の年度更新手続につきましては、「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。



●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。
●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号0570-041-041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後の表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。



●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。



●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。



●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご確認ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。



項番	納付番号	確認番号	収納機関番号	手続名	納付日	納付金額	納付状況	納付日	電子納付	通信欄
1	0120010000000035	683836	00400	ロボット・ソフトウェア	2012年07月10日	609,150円	納付待ち		電子納付する	

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

注意事項

●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <http://www.pay-easy.jp/where/index.html> を参照してください。)

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。詳しくはこちらまで(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)

11 年度更新よくある質問

〔申告書作成に関すること〕

- Q1 保険料の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。
- A. 切り捨てになります。(P6参照)
- Q2. 25年度確定計算をしたところ不足額が発生し、26年度概算保険料と合計すると20万円を超えます。概算保険料のみですと20万円未満ですが延納できますか。
- A. 延納することはできません。概算保険料額が20万円以上の場合のみ、延納可能となります。(P7参照)
- Q3. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. Q4の領収済通知書(納付書)の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印を押す必要はありません。
- Q4. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. 内訳、納付額の金額の訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。新しい領収済通知書(納付書)は労働局等に用意してあります。なお、他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。(P7参照)
- Q5. 事業所の所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の㉘(事業)、㉙(事業主)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか。また領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。
- A. 移転先の新しい所在地(名称)をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合はハローワークへ「名称、所在地等変更届」、「事業主事業所各種変更届」をご提出ください。(P19参照)(なお、印字されている所在地は、登録されている「事務所」の所在地です。)
- Q6. 昨年度に事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか。
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください。
事業廃止に伴う確定申告では、口座振替納付ができない場合がありますので、管轄の労働局へお問い合わせください。
- Q7. 平成26年4月以降に事業を廃止することが確定しております。概算の算定基礎額を確定と同額にしなければなりませんか。
- A. 廃止までの期間に支払われることが予定される賃金総額の見込額を記入してください。また、事業廃止後に平成26年度確定保険料申告書の提出が必要となります。
- Q8. 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。
- A. 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。
なお、年度更新申告書及び還付請求書等のOCR様式はダウンロードできません。
(下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)
《URL》<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

- Q9. 出向している社員について、出向元と出向先のどちらの労働者として申告すればいいのですか。
- A. 出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
- Q10. 派遣の社員について、派遣元と派遣先のどちらの労働者として申告すればいいのですか。
- A. ・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。
- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ②31日以上雇用見込みがあること
- ・派遣先…原則として手続きの必要はありません。

〔申告書提出に関すること〕

- Q11. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。
- A. 申告書のみを管轄の労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターにご提出ください(労働局への郵送も可能です)。
- Q12. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働局へご提出ください。
- Q13. 申告書の控えに労働局の受付印が必要なときはどうしたらいいのですか。
- A. 金融機関を経由して提出されると押印することができませんので、直接労働局へご提出ください。また申告書と領収済通知書を切り離し、申告書のみ管轄の労働局にご提出いただき、保険料の納付は別途、領収済通知書(納付書)を金融機関にご提出いただくことも可能です。なお、郵送で提出される場合はお手数ですが返信用の封筒を同封くださいますようお願いいたします。

〔保険料納付に関すること〕

- Q14. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. どちらも使用できますので、申告書のみを管轄の労働局にご提出いただき(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付する際にご利用ください。
- Q15. 申告、納付は日本銀行でしかできないのですか。
- A. 日本銀行の歳入代理店になっている金融機関(郵便局を含む)で申告、納付を行ってください。

〔その他〕

- Q16. 申告内容について、調査を行うこともあるのでしょうか。
- A. 毎年、労働局の職員が調査を行っています。また、調査においては、参考として源泉徴収簿等の関係書類も確認することがあります。なお、申告額に誤りがあり不足額が判明した場合は、不足額とともに不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。
- Q17. 申告内容について、業者から問い合わせがありました。
- A. 申告書の審査について、厚生労働省が外部委託した業者より内容の照会をさせていただく場合があります。業者名については、同封のリーフレットをご覧ください。

12 口座振替について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局又は社会保険・労働保険徴収事務センターへご提出ください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

なお、前年度中に事業廃止している場合には、口座振替の対象にはなりませんので、ご注意ください。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（表面）

●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用 #T199X9999992
T29999999
平成26年 月 日
あて先 〒 939-6919

継続事業
(一括有期事業を含む。)

労働保険 概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
713 07

① 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号
労働保険番号 11101900112-000

② 労働保険番号

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

※取扱庁名 ※取扱庁番号 徴収助定 保険料収入及び一般拠入金収入 労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118 ※平成 26 年度

※CD ※証券受領 全部 一部

※会計年度(元号:平成は7) ※徴収年度(元号:平成は7) ※収納年月日(元号:平成は7)

※収納区分 ※収納機関 ※認決して区分 ※徴収 ※アーチ指示コード ※内証券受領

納付の目的
1.平成 年度概算 期 (全期又は1期)
2.平成 年度確定

(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
東京都
〇〇区〇〇〇
〇丁目〇番地〇〇
(氏名) 株式会社
〇〇興業 殿

※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

納付額 (合計額) 円

あて先 〒

上記の合計額を領収しました。
領収日付印

この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

労働保険料の納付は、口座振替で!

1. 口座振替納付とは

- 口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。
- ☞ 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- ☞ 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ☞ 手数料はかかりません。

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- **申込用紙は、厚生労働省ホームページおよび都道府県労働局**にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>



- 注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。取扱金融機関や各納期の申込期限等の詳細については、事前に、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局にてご確認ください。
- 注2 申込みの時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご注意ください。
- 注3 口座振替の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。
- 注4 年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

3. 口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	平成26年7月10日	平成26年10月31日	平成27年2月2日
口座振替納付日	平成26年9月8日	平成26年11月14日	平成27年2月16日
口座振替申込期限	平成26年2月20日	平成26年8月14日	平成26年10月14日

4. 通知

- 申込み手続が完了した方に、振替が開始される納付日の2ヶ月程度前までに、登録情報の確認通知をお送りします。
- 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
- 納付日から1ヶ月程度で振替結果通知をお送りします。



都道府県労働局

社会保険・労働保険徴収事務センター